

平成29年留萌市教育委員会第6回定例会会議録

- 1 開 会 日 時 平成29年6月22日(木)午後1時00分から
- 2 開 催 場 所 留萌市役所 3・4号会議室
- 3 出 席 者 教 育 長 早 川 隆
委 員 高 田 潔
委 員 西 川 知 恵
委 員 松 村 香 里
委 員 野 島 操
- 4 出席事務局職員 教 育 部 長 齊 藤 一 司
学 校 教 育 課 長 柏 原 俊 博
生 涯 学 習 課 長 小 林 慶 一
学 校 給 食 セ ン タ ー 長 平 井 健 治
子 育 て 支 援 課 長 石 塚 隆
幼 児 療 育 通 園 セ ン タ ー 長 松 下 高 広
学 校 教 育 専 門 指 導 員 山 本 浩
学 校 教 育 課 庶 務 係 長 真 鍋 磨
- 5 傍 聴 者 なし
- 6 教育長の報告の要旨 別紙のとおり
- 7 議 事 日 程 別紙のとおり
- 8 議題及び議事の概要 別紙のとおり

平成29年留萌市教育委員会第6回定例会 教育長業務報告

(自 平成29年5月16日 ～ 至 平成29年6月21日)

月・日	時 間	場 所	業 務 名
5月16日(火)	9:10	各小中学校	留萌市教育委員会教育長及び委員の学校視察(港北小、北光中、留萌小)
	13:15	3・4号会議室	平成29年留萌市教育委員会第5回定例会
5月17日(水)		奈良県奈良市	平成29年度第69回全国都市教育長協議会総会・研究大会(～5/20)
5月22日(月)	10:00	教育長室	北光中学校閉校事業に係る吉田実行委員長及び亀田校長来庁
	13:00	東分庁舎1階会議室	留萌体育協会との意見交換会
	14:30	教育長室	留萌中学校外山校長来庁
5月23日(火)	18:30	留萌中央公民館	平成29年度留萌体育協会総会
5月24日(水)	9:20	教育長室	留萌教育局指導監来庁
	13:00	東分庁舎1階会議室	留萌柔道連盟との意見交換会
	15:00	東分庁舎1階会議室	留萌青年会議所との意見交換会
	16:30	東分庁舎1階会議室	コミュニティスクール等打合せ
5月25日(木)	19:00	港南コミセン	幼児療育通園センター改築に関わる説明会
	9:00	旧沖見小学校	理事者との政策ミーティング(市内視察)
	15:30	東分庁舎1階会議室	留萌水泳協会との意見交換会
	16:30	東分庁舎1階会議室	留萌スキー連盟との意見交換会
5月28日(日)	9:30	古丹浜埠頭	護衛艦「ゆうだち」入港歓迎セレモニー
5月29日(月)	14:00	東分庁舎1階会議室	留萌市文化会議との意見交換会
5月30日(火)	6:30	礼受海岸	平成29年度クリーンアップ日本海
	9:30	東分庁舎1階会議室	平成29年度第2回留萌市校長会義
	13:00	市長公室	留萌市青少年育成センター運営委員会
	15:30	第2委員会室	第1回留萌市社会教育委員の会議
	19:00	3・4号会議室	平成29年度「今後の留萌市における高等学校教育のあり方を考える会第1回全体会」
6月 1日(木)	9:00	教育長室	辞令交付
	13:00	留萌教育局	留萌教育局長との留萌管内教育研究所運営に関する協議
	14:00	留萌合同庁舎	平成29年度留萌管内コンプライアンス確立会議
	15:00	留萌合同庁舎	平成29年度留萌管内公立小中学校教職員人事推進会議
	16:00	留萌合同庁舎	平成29年度第2回第7採択地区教科用図書採択教育委員会協議会
	18:00	将軍	教育懇談会
	6月 2日(金)	11:00	市長室
6月 3日(土)	9:00	浜中運動公園	全日本クラブ男子・女子ソフトボール選手権大会北海道予選会開会式
6月 4日(日)	9:30	北光中学校	北光中学校体育大会
6月 5日(月)		港南中学校	港南中学校運動会
6月 6日(火)	10:00	市議会議場	留萌市議会第2回定例会
6月 9日(水)	13:00	2号会議室	留萌市議会一般質問勉強会
6月11日(日)	9:30	港北小学校	港北小学校運動会
		旧礼受小学校	礼受小備品譲渡会
6月12日(月)	8:35	留萌小学校	留萌小学校運動会
	10:00	市議会議場	留萌市議会第2回定例会 一般質問(鶴城議員・村山議員)
6月13日(火)	8:40	東光小学校	東光小学校運動会
	10:00	市議会議場	留萌市議会第2回定例会 一般質問(戸水議員・坂本茂議員)
6月14日(水)	10:00	市議会議場	留萌市議会第2回定例会 本会議
	18:00	海のふるさと館	研睦会新入会員の歓迎会
6月15日(木)	9:30	市長室	ハラダ工業(株)地域貢献感謝状贈呈式
6月19日(月)	8:10	三泊埠頭	飛鳥Ⅱ入港歓迎セレモニー
	9:30	東分庁舎1階会議室	部活のあり方に関する会議(留萌中学校長、港南中学校長)
6月20日(火)	8:00	三泊埠頭	飛鳥Ⅱ出港見送り
	9:00	浜中運動公園	平成29年度留萌地方中体連陸上競技大会開会式
	11:00	教育長室	国際ソブチミスト留萌からの図書の寄贈
6月21日(水)	16:30	千望台レストハウス	平成29年度第1回二水会

発言者	発言内容
早川教育長	<p>ただ今から、「平成29年留萌市教育委員会第6回定例会」を開催いたします。</p> <p>本日の議事署名委員は「高田委員」にお願いしたいと思います。</p> <p>はじめに、教育長の業務報告になりますが、お手元に配布しております資料に基づきまして、報告いたします。</p> <p style="text-align: center;">～ 業務報告 ～</p> <p>只今の報告に対しまして、質疑等はございませんか。</p> <p>それでは、議案審議に入ります。</p> <p>なお、日程3、協議第9号、「留萌高校校舎の利活用について」は現時点においては非公表とさせていただきたい案件でございますので、会議規則第11条ただし書きに基づき、秘密会としたいと思います。よろしいでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">～ 異議なし ～</p> <p>日程1、議案第24号「留萌市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する教育委員会訓令制定について」を議題といたします。</p> <p>事務局からの説明を求めます。</p>
柏原学校教育課長	<p>日程1、議案第24号、留萌市教育委員会事務決裁規定の一部を改正する教育委員会訓令制定につきまして、提案理由をご説明申し上げます。</p> <p>本案件につきましては、留萌市事務決裁規定の一部を改正する訓令の施行に伴い、これに準拠するとともに字句等の整理を図るため、この訓令の一部を改正しようとするものでありまして、主な改正内容といたしましては、一つ目として、決裁事案と予算区分を同じくすることにより、決裁区分を明確にすること、二つ目として、従前は定期的に支出するという表現がありましたが、定期的の取扱いが所管課で異なるため除外すること、三つ目として、従前、その他の経費という括りで処理されていた件数の多い物品購入等について、課長の権限を50万円以下から100万円以下に拡大することです。</p> <p>お手元の資料の新旧対照表1ページをご覧ください。旧では決裁区分の専決者欄に学校長とありますが、別表第1では専決に該当する事案がないことから削除しております。</p> <p>7ページをご覧ください。表中4番の支出負担行為関係、「別に定めのあるものを除く」を支出負担行為・支出命令関係「別表第2 個別決裁事案に定めるものを除く」に改め、以下の表にあります事案欄に先ほどご説明いたしました決裁事案と予算区分を同じくするための改正などを行うもの</p>

	<p>であります。</p> <p>次に14ページの別表第2をご覧ください。別表2におきましては、留萌市立小中学校を学校教育課の中に含め、各課ごとの見出しを付けて表を見やすくするための改正を行うものでございます。</p> <p>以上、議案第24号の説明とさせていただきますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。</p>
早川教育長	<p>質疑に入ります。</p> <p>只今の説明に対しまして、ご意見等はございませんか。</p>
高田委員	<p>今、課長から話がありましたが、内容としては整理されていることと、決裁がスムーズにいくということの目的のように受けましたので、これで問題ないと判断しました。</p>
早川教育長	<p>その他、発言がなければ、議案第24号は、そのように決定とさせていただきます。</p> <p>続きまして、日程2、協議第8号「閉校後の北光中学校校舎等の利活用について」を議題といたします。</p> <p>事務局からの説明を求めます。</p>
柏原学校教育課長	<p>日程2、協議第8号 閉校後の北光中学校校舎等の利活用につきまして、ご説明申し上げます。</p> <p>留萌市におけます財産処分等の基本的な考え方といたしまして、教育行政財産が廃止となる場合は、まず教育委員会においてその利活用の検討を行い、次に、利活用が見込めない場合には市長部局と利活用に関する協議を行います。</p> <p>市長部局においても利活用が見込めない場合には、建物などを解体し更地にして市長部局に返し、また、市長部局において利活用を検討していく場合は、建物などを解体せずにそのまま市長部局に移すこととなります。</p> <p>閉校後の北光中学校校舎等の利活用につきましては、学校施設としての利活用の見込みはなく、また、社会教育委員の会議においても、社会教育施設へ転用する場合に多額の費用を要するため、社会教育施設としての利活用の見込みはないことを協議しておりますので、事務局といたしましては、校舎は築15年と新しく耐震基準も満たしていることから、市長部局と解体せずに、そのまま普通財産に所管替える方向で協議を行ってまいりたいと考えております。</p> <p>なお、文部科学省に対する財産処分の手続きにつきましては、北光中学校の閉校日に関わらず、市長部局において利活用の用途、内容等が確定した時点で進めることができるものであります。</p> <p>以上、協議第8号の説明とさせていただきますので、よろしくご協議のほどお願い申し上げます。</p>
早川教育長	<p>協議に入ります。</p>

	只今の説明に対しまして、ご意見等はございませんか。
高田委員	この方向性で異議はありません。
早川教育長	<p>その他、発言がなければ、協議第8号は、このような方向で進めさせていただきます。</p> <p>続きまして、日程3、協議第9号「留萌高校校舎の利活用について」を議題といたします。</p> <p>事務局からの説明を求めます。</p> <p style="text-align: center;">～ 秘密会 ～</p>
早川教育長	<p>続きまして、日程4、協議第10号「中学校部活動の実態及び外部指導員のあり方について」を議題といたします。</p> <p>事務局からの説明を求めます。</p>
柏原学校教育課長	<p>日程4、協議第10号、中学校部活動の実態及び外部指導員のあり方につきまして、ご説明申し上げます。</p> <p>資料2枚目、A3の中学校部活動の実態についてをご覧ください。市内中学校における部活動の設置状況につきましては、野球部、卓球部、陸上部、吹奏楽部など、留萌中学校では13種類の部活動、港南中学校では10種類の部活動、北光中学校では2種類の部活動が部として設置されており、部活動の種類といたしましては、日常的に学校に設置され活動している部のほか、ソフトテニス部、剣道部、柔道部、スキー部においては、普段は市内の少年団に所属して活動しておりますが、中体連の大会では学校の部活動として顧問を配置して大会に参加しております。また、部活動の指導につきましては、原則教員2名体制としており、特定の教員に過度の負担がかからないように取り組んでおります。</p> <p>資料1枚目に戻りまして、2番目の部活動の休養日、中止日の設定状況につきましては、道教委の示す「時間外勤務等の縮減に向けた重点取組」の中で、週1回の平日の休止日の設定のほか、教員が部活動の指導を行えない場合やテスト前の部活動中止日の規定を設けて実施されております。</p> <p>3番目の教員の日課のモデルケースですが、部活動の指導終了後に校務や授業準備、授業研究を行うなど、教員の時間外勤務が常態化している状況にあります。このたび、部活動に係る技術的な指導に従事する部活動指導員について、その名称及び職務等を明らかにすることにより、学校における部活動の指導体制の充実が図られるようにすることを目的とし、文科省・スポーツ庁・文化庁の連名による通知があったところでございます。</p> <p>裏面の5番、国及び道教委の動向であります。平成29年度においては国・道教委ともに新たな支援策はございませんが、国においては3月を目途に総合的なガイドラインの策定を行い、また、道教委においても関係課において協議を進</p>

	<p>めている段階にあり、今年度中には一定の結論を出す予定であると聞きしているところでもあります。</p> <p>留萌市教育委員会といたしましては、校長会等と部活動の詳細等に関して協議を継続していくとともに、先進事例の調査研究、既存の人材バンクに中学校の部活動指導員をプラスする手法やコミュニティ・スクールの学校支援の仕組みとの連携などについての研究を進めながら、来年3月に国が示すガイドライン及び道教委の動向を踏まえ、制度設計の最終調整を進め、部活動指導員の募集を開始していきたいと考えているところでございます。</p> <p>以上、協議第10号の説明とさせていただきますので、よろしくご協議のほどお願い申し上げます。</p>
早川教育長	<p>協議に入ります。</p> <p>只今の説明に対しまして、ご意見等はございませんか。</p>
高田委員	<p>留萌市教育委員会の方向性というのは、6番でわかります。</p>
早川教育長	<p>この議会で質問があったのですが、その後留萌中と港南中の校長先生との意見交換があったのですが、道教委なり、文科省が言っているような外部指導員を入れたとしても、教職員の時間外の短縮にはならないという結論はありました。結局、今行っているように週1回の平日の休止日だとかを設けるのであればいいんですけども、外部指導員を入れたとしても、顧問として先生は残ることになりますし、逆に言うともう、部活動全体のことを検討しない限り、教職員の時間外という視点でいくとあまり効果はないという言い方をされました。教職員の時間外ということであると、縮減というともっと別なことがあるというような話をいただいております。ただ、教員としては、中学校の部活動の必要性というのは、全道大会、全国大会へ行くことが目的ではなく、子どもたちの生徒指導上、又は生徒との信頼関係という意味では重要なことだと認識しているという意見を聞いておりますが、これにつきましても、先程、課長の方からありましたけども、国のガイドラインを受けながら、進めていかななくてはいけないかなと思っております。ただ、議会答弁である通り、外部指導員の募集を行ったとしても、現実的にこの地域の中で、毎日2時間学校に来られて、年間70回、指導できる人がいるのかどうなのかが課題ではあるのかなと思っておりますが、国の方向性がそういうことである以上、ある程度考え方は示さなければならないかなあと。どちらにしましても29年度中に研究をして、来年の3月にガイドラインが出た段階で30年度のある時点で進め方を決めなくてはならないという感じがあります。中央的な視点ではいいんでしょうけども、</p>

	<p>地方都市にとっては、考え方と人材というところの中で、具体的にいるのかなあと、もっと言いますと、例えば募集をして野球部の外部指導員が見つかってやってくれたとしても、野球部の顧問の先生は時間短縮になったとしても、学校全体の時間短縮にはならないということなので、部活動全体のことを考えなくてはダメじゃないかなあと校長先生から意見をいただいたところであります。</p> <p>その他、発言がなければ、協議第10号は、そのような方向性で進めさせていただこうと思います。</p> <p>続きまして、日程5、協議第11号「平成30年度コミュニティ・スクールの導入について」を議題といたします。</p> <p>事務局からの説明を求めます。</p>
山本学校教育専門指導員	<p>日程5、協議第11号、平成30年度コミュニティ・スクールの導入について、協議内容を説明させていただきます。</p> <p>4月25日に開催されました第4回教育委員会において、コミュニティ・スクール導入までのシミュレーション及び学校運営協議会の設置に関する規則案について報告させていただきました。その後、既存する組織の取組、また校長先生方の意見を踏まえ、本日、平成30年度導入するコミュニティ・スクールについて、学校運営協議会の設置、留萌市版コミュニティ・スクールの概要、今後の予定等について説明させていただきます。</p> <p>1点目は、学校運営協議会の設置の方向性についてですが、現在、開かれた学校づくりの視点等から、全小中学校に学校評議員会並びに学校関係者委員会が既存しております。取組については1ページ中段に記載しておりますが、学校評議員会では学校運営に関して、保護者や地域の方々の意見を聞き、また、学校関係者評価委員会は、学校評議員プラスPTA役員、異校種の管理職等で構成され、学校の自己評価結果を評価することを通じて、学校運営の改善にあっております。また、校長先生方の意見として、既存の取組を発展させるのがスムーズであるが、一方で、学校運営協議会の委員選出が容易ではない、また、様々な学校支援をお願いするにも学校単独では難しい。等がだされ、それらを踏まえ、2ページ中段に記載しましたが、次の点を押さえました。教職員の多忙感や負担を考え、今以上多くの諸会議等を設定しない方向での学校運営協議会の設置を考える。さらに、今年度中に学校応援団の設定、コーディネーター等の配置の検討をおこなっていくことです。</p> <p>そこで、2点目として、地方教育行政の組織及び運営に関する法律を踏まえた留萌市版コミュニティ・スクールについてであります。3ページに二重線で囲んでおりますが、既存</p>

	<p>の学校評議員会、学校関係者評価委員会の両組織を一体化し、各学校毎に学校運営協議会へ段階的発展を目指します。配慮事項としましては、一部の委員が複数校を兼ねることも可能にすること。また、学校の課題解決や教育の充実のために校内体制の整備充実を図る観点からの協議は想定されますので、教職員の任用については、任意の内容でもあり、改めて学校運営協議会規則の協議内容としては記載しない方向であります。</p> <p>以上から30年度、4月には全小中学校に学校運営協議会を設置します。4ページになりますが、留萌市版コミュニティ・スクールを3つの機能として、学校運営への参画、学校支援、学校評価を一体的・持続的に実施していく仕組みとして整え、学校と地域住民の協働による地域に開かれた信頼される学校づくりを進めてまいります。</p> <p>最後に今後の予定としましては、留萌市の目指すコミュニティ・スクールに対する理解のためのパンフレットの作成、当然、学校運営協議会の設置に関する規則の作成、また、各学校に対しましては、次期学習指導要領も踏まえ、どのような学校支援が必要かを依頼いたし、それを受け、教育委員会として、学校支援ボランティアの募集を行う予定であります。また、校長先生方が心配しておりました学校運営協議会委員の人選についても、学識経験者、町内会役員等、情報提供していきたいと考えております。</p> <p>以上、協議第11号の説明をさせていただきましたが、よろしくご協議の方、お願いいたします。</p>
早川教育長	<p>協議に入ります。</p> <p>只今の説明に対しまして、ご意見等はございませんか。</p> <p>その他、発言がなければ、協議第11号は、そのような方向性で進めさせていただこうと思います。</p> <p>続きまして、日程6、協議第12号「留萌市温水プールふるも「市民アンケート」(案)について」を議題といたします。</p> <p>事務局からの説明を求めます。</p>
小林生涯学習課長	<p>それでは、日程6、協議第12号、留萌市温水プールふるも市民アンケート案について、協議内容の説明をさせていただきます。</p> <p>市民アンケートにつきましては、これまでの経緯としまして第4回定例会におきまして、報告事項ということで、実施に向けたスケジュールや観点などについて説明をさせていただきました。また、前回第5回定例会におきましては、協議事項として素案をお示しさせていただいた中で、ご協議頂きましたのち、議会第2常任委員会、留萌市社会教育委員の会議に</p>

おきまして、それぞれに貴重なご意見をいただきながら事務局内において再度揉ませて頂きまして、今回案としてお示しした中で、再度、ご協議いただければと考えているところでございます。

まず、これまで頂いたご意見としましては、第5回定例会において、設問5の期間について、いきなり8カ月未満の項目とするのは極端ではないか、とのご意見を頂いたところでございます。留萌市温水プールふるもにつきましては、平成26年度より小学校のプール授業専用として一部開設を行う中で、夏季休業期間中において一般開放を行ってきており、プール自体の開館期間については、7月から9月までの3ヶ月間において市直営で運営しているという現状でございますが、このプールの管理運営に関しましては、現在の直営ではなく、指定管理者制度の活用を想定しておりまして、そうした場合におきまして、受託が可能である見積業者に対して伺いましたところ、指定管理として受託する場合には、最低でも8ヶ月以上の開館が必要であり、その期間を下回る場合は指定管理を受けられない旨をお伺いしていることから、今回のアンケートの回答については、参考資料として記載した管理経費についてご理解いただいた中で、開館期間の拡大を検討する場合は、指定管理の積算の基礎となります8ヶ月という期間を一つの判断材料とさせて頂いた中で、8ヶ月以上、以下とさせて頂きまして、市民の皆様からの意見を求めたいと考えているところでございます。

また、議会第2常任委員会におきまして、参考として添付しました温水プールにかかる管理経費や開館期間拡大に向けた試算につきまして、全体として非常にマイナスのイメージを受ける様に思う。また、アンケートに細かい経費を掲載していくということ自体について、再検討していく必要があるのではないか。むしろ、掲載自体必要はないのではないか。と言ったご意見を頂いたところでございます。

教育委員会としましては、今後のあり方についてアンケートを行うにあたり、経費等についてお示しすることは、むしろ当然のことであるのではないのかと考えており、きちんと必要な経費をお示しし、ご理解いただいた中で、現実的な利用形態を含め、今後のあり方について、市民の皆様からの意見を求めたいと考えており、これについては、お示しするというのでいきたいと考えているところでございます。

なお、社会教育委員の会議におきましては、最初にごきますアンケートの趣旨につきまして、温水プール建設当初に謳われておりましたプールを利用することによるプールの機能性、施設の必要性について補足し、全ての市民が利用するためのアンケート調査である旨の記載が必要なのではな

	<p>いか。指定管理をするにあたり、経費を要する旨の記載が必要ではないか。などの貴重なご意見をいただいたところでございます。プールの機能性、施設の必要性に関する掲載についてでございますが、仮にプールの機能等について記載を行った場合、回答者へ誘導的な記述になると考えられるため、趣旨等においては現状以上の表現については差し控えるべきであると考えており、総合的に判断した中で、記載は行わないとしたところでございますが、もう一点ございました、指定管理にあたり、経費が掛かる旨の記載については、参考2の注釈において指定管理者制度の導入による試算と記載しているところですが、管理経費決算においては、回答者に対しまして誤解が生じないように、直営管理による決算経費である旨の記載をするほか、開館日数についても、一般開放期間の記載のみではなく、学校開放を含めた3ヶ月の開館に要する経費である旨の記載を検討し、修正をしたところでございます。具体的にどこをどうというのは、別添資料としてお配りしております留萌市温水プールふるも市民アンケート案におきまして、下線にて記載している箇所ということでございます。</p> <p>以上の設問により留萌市温水プールふるもに対しまして関心度や現状での満足度、また、経費等についてもきちんとお示しをし、今後のあり方についての把握に努めてまいりたいと考えているところでございます。</p> <p>なお、今後の作業スケジュールといたしましては、本日の留萌市教育委員会第6回定例会へ協議事項として提出しまして、案について、皆様にご協議頂きまして、設問等内容の確定をもって、6月28日に開催予定の第2常任委員会へ報告をし、7月から8月でのアンケート実施を想定しているところでございます。</p> <p>以上、日程6、協議第12号、留萌市温水プールふるも市民アンケート案について、協議内容の説明をさせていただきますので、よろしく、ご協議のほどお願い申し上げます。</p>
早川教育長	協議に入ります。
高田委員	<p>私も個人的にはプールを利用する者の一人で、深川のプールに週2回在籍して、増毛のプールにもオープンになったので、2回行きました。そういうことからいって、今、千人の市民を対象としてアンケートをすることは非常に意味がありますので、ここに例示されているこの内容で、経費もある程度示さなければ税金が投入されていくわけですから、判断材料にはなるというふうに思います。ただ、プールを開ければいいということだけでは、プールを利用する人は確かにそれでいいかもしれませんが、そうでない方についての考え</p>

	方もある程度尊重したうえで、総合的に判断してということになれば、このようなアンケートの仕方がいいというふうに思っております。
早川教育長	ありがとうございます。他ございませんか。
野島委員	前回4ヶ月くらいの項目も作ったらと言ったのは私なんですけど、今の説明で大変よく分かりましたので、指定管理制度の導入するにあたって、8ヶ月以上にならなくてはいけないということを了解いたしました。
早川教育長	<p>他ございませんか。よろしいですか。</p> <p>それでは、協議第12号につきましては、この方向性で進めさせていただきます。</p> <p>続きまして、各課からの報告事項に入ります。</p> <p style="text-align: center;">～ 各課からの報告 ～</p> <p>以上をもちまして、平成29年留萌市教育委員会第6回定例会を閉会いたします。</p>

終了 午後3時05分

教育長

署名委員